



山形県公報

平成18年4月1日(土)

号 外 (16)

目 次

訓 令

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令..... (総務課) ... 1
 山形県公印規程の一部を改正する訓令..... (同) ... 2

訓 令

山形県訓令第13号

庁 中
出 先 機 関

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県文書管理規程(昭和43年4月県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第30条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる文書は、当該各号に定める方法で処理することができる。

- (1) 辞令、賞状、契約書その他これらに類する文書 記号及び番号を省略する方法
- (2) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第122条第3項に規定する電子入札に係る文書 記号及び番号を省略し、当該電子入札に使用する同条第2項に規定する電子情報処理組織により付される番号を用いる方法
- (3) 前項第3号に掲げる文書でその内容が軽易と認められるもの 番号を省略し、号外とする方法

別表第1号1本庁の項の表中 「 改革推進課 人事課 」 を 「 人事課 」 に、

危機 管理 室	生活安全調整課	生安 食	を	改革推進課	改革	に、
	食品安全対策課	食		政策企画課	政企	
総合 政策 室	総合防災課	総防	を	情報企画課	情企	に、
	政策企画課	政企		統計企画課	統企	
危機 管理 室	情報企画課	情企	を	生活安全調整課	生安	に、
	統計企画課	統企		食品安全対策課	食	
				総合防災課	総防	

「 文化振興課 」 を 「 県民文化課 」 に、

「 環境整備課 環境保護課 」 を 「 循環型社会推進課 循環みどり自然課 」 に、

「生産流通課 農業技術課 生流 農技」を「経営安定対策課 生産技術課 エコ農業推進課 経安 生技 エコ農」に、
 「都市計画課 交通基盤課 都計 交基」を「交通政策課 都市計画課 道路課 交通 都計 道」に改め、同別表2出先

機関の項の表中 「鶴岡農村整備課 酒田農村整備課 庄総鶴整 庄総酒整」を

「農村整備課 庄総農整」に改める。

別表第2号中 「文化 生涯学習」を「文化」に改め、同表ア総務の項の表中

「私立学校 宗教法人」を「宗教法人」に改め、同別表キ生活の項の表中

「生涯学習 総記 生涯学習」を「」に改め、同別表ケ衛生

の項の表中 「伝染病 成人病 精神病」を「感染症 生活習慣病 精神疾患」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第14号

庁 中
出 先 機 関

山形県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県公印規程の一部を改正する訓令

山形県公印規程（昭和35年4月県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

別表1(1)庁印の項中

「

5	〃	方21	立入検査証明書用 及び職員証用	各総合支庁長、村山保健 所長及び置賜保健所長
---	---	-----	--------------------	---------------------------

」を
 「

5	〃	方21	公文書用	各総合支庁長
5の2	〃	方21	立入検査証明書用	村山保健所長及び置賜保 健所長

」に改め、同表(2)職印の

項11の項中 「総務部情報企画課長」を「総務部改革推進室情報
企画課長」に改め、同表(2)職印の項15の2の項

及び33の2の項中「並びに庄内総合支庁産業経済部の鶴岡農村整備課長及び酒田農村整備課長」を削り、同表(2)職
印の項47の3の項、49の項及び55の2の項中「鶴岡農村整備課長、酒田農村整備課長」を削る。

別表 2 (1) 庁印の項中

「	1.2.3.4.5. 6.7	山 形	」
		県 印	

を

「	1.2.3.4.5. 5の2.6.7	山 形	」
		県 印	

に改める。

附 則
この訓令は、公布の日から施行する。

平成18年4月1日印刷
平成18年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部
電話 山形(631)2057 (631)2056